

## 第八管区海上保安本部公示第2号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和7年 1月14日

第八管区海上保安本部長

久田 隆弘（公印省略）

- 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所
  - (1) 名称 鳥取県鳥取県土整備事務所
  - (2) 住所 鳥取県鳥取市立川町6丁目176番地
  
- 2 水路測量を実施する区域及び期間
  - (1) 区域 鳥取港及び付近（別添付図参照）
  - (2) 期間 令和7年1月20日から令和7年3月21日まで
  
- 3 水路測量の実施方法  
G N S Sによる測位、音響測深機による測深
  
- 4 航行船舶に対する安全措置
  - (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚
  - (2) 八管区水路通報に掲載

第八管区海上保安本部 公示第 2号 関連付図

